

2017年4月14日 東京

第120回 日本小児科学会
総合シンポジウム5「動き出した新専門医制度」

専門医資格更新の今後について

中央資格認定委員会

東京大学小児科

高橋 尚人



日本小児科学会 COI 開示

発表者名： 高橋尚人

日本小児科学会の定める利益相反に関する
開示事項はありません

旧制度の更新方法

- 5年毎の更新が必要、年2回の申請機会
- 参加証原本添付の研修記録簿
 - 基本単位:50単位以上
 - その他の研修会出席
 - 日本医師会生涯教育修了
 - 学会発表
 - 論文・著書
 - 合計100単位以上
- 更新料20000円
- 期限後2年の更新申請可能

専門医制度整備指針(日本専門医機構;以下機構) における資格更新(抜粋) (2014年7月)

- 「診療実績」が必須
- 専門医としての診療内容等を証明するものが必要
 - 各領域専門医委員会が定めた記録(診療実績は最も重要)
 - 教育研修実績証明(必修研修、各領域研修)
 - 学術業績
- 知識と技能・態度が備わっていることの証明
 - 各領域専門医委員会で検討
- 更新のための整備
 - 特段の理由のある場合の措置を設ける

新制度における更新方法の変更経緯

H26(2014)年 専門医制度整備指針 確定



H28(2016)年3月
旧制度の更新

H28 (2016)年3月 小児科領域専門医委員会
専門医更新基準を作成 機構により承認

小児科領域専門医更新基準

機構内の小児科領域専門医委員会が作成し
2016年3月に専門医機構が承認

4つのカテゴリーで5年間に50単位が必要
(i + ii + iii + iv = 50 単位)

i	診療実績の証明(必須)	10単位
ii	専門医共通講習	5～10単位 (うち3単位は必修 講習によるもの)
iii	小児科領域講習	20単位以上
iv	学術業績・診療以外の活動実績	0～10単位

専門医資格の更新に必要な単位とカテゴリー

更新には5年間で50単位が必要

(i + ii + iii + iv = 50 単位)

i	診療実績の証明(必須)	10単位
ii	専門医共通講習	5～10単位 (うち3単位は必修 講習によるもの)
iii	小児科領域講習	20単位以上
iv	学術業績・診療以外の活動実績	0～10単位

i 診療実績の証明(必須) 5年間100症例で10単位

● 小児科専門医としての5年間の診療実績(活動実績)を示す

1) 100症例の診療実績の報告

- ・ 疾患の領域は問わない。
- ・ 外来・入院いずれも可。
- ・ 診断名・治療内容・転帰などを一覧表に記入する簡便な書式。

2) 乳児健診、予防接種の活動実績

- ・ 1回(半日程度)の活動を診療実績の1症例分とみなす

※ 1) と 2)を合わせて100症例で10単位とする

専門医資格の更新に必要な単位とカテゴリー

更新には5年間で50単位が必要
(i + ii + iii + iv = 50 単位)

i	診療実績の証明(必須)	10単位
ii	専門医共通講習	5~10単位 (うち3単位は必修 講習によるもの)
iii	小児科領域講習	20単位以上
iv	学術業績・診療以外の活動実績	0~10単位

ii 専門医共通講習 5年間で5～10単位が必要

- 基本領域専門医が共通して受講する項目
- 1時間の講習時間をもって1単位と算定
- 3つの必修講習がある

- 1) 必修講習は5年間で各講習1単位以上(計3単位以上)
受講しなければならない(1時間以上、機構による承認が必要)
 - ・医療安全講習会(必修)
 - ・感染対策講習会(必修)
 - ・医療倫理講習会(必修)
- 2) 必修講習以外に種々の講習会を受講する
 - ・1時間以上、事前承認が必要
 - ・小児科学会の指導医講習会(2泊3日で3単位相当)など
- 3) オンラインセミナー1時間1講習1単位を認める

専門医資格の更新に必要な単位とカテゴリー

更新には5年間で50単位が必要
(i + ii + iii + iv = 50 単位)

i	診療実績の証明(必須)	10単位
ii	専門医共通講習	5～10単位 (うち3単位は必修 講習によるもの)
iii	小児科領域講習	20単位以上
iv	学術業績・診療以外の活動実績	0～10単位

iii 小児科領域講習

5年間で20単位以上必要

- 小児科専門医に必要な最新の知識や技能を身につけるための講演や講習会
予め小児科領域専門医委員会が審査し機構が認定する。

小児科学会学術集会、地方会での講演(1講演1時間)	1単位/1講演
小児科学会が主催する小児科医・専門医取得のための インテンシブコース(2日間コース:1講習1時間30分)	1単位/1講演
乳幼児検診を中心とする小児科医のための講習会(1講演1時間)	1単位/1講演
思春期医学臨床講習会(1講演1時間)	1単位/1講演
小児の在宅医療実技講習会(1講演1時間)	1単位/1講演
領域専門医委員会が認定する講習会(1講演1時間) (営利団体の共催でないこと)	1単位/1講演
Pediatric advanced life support (PALS) 講習会(2日間):	初回3単位 更新2単位
NCPR(新生児蘇生法)	初回1単位
JPS専門医オンラインセミナー	1単位/1講演

講習会の講師、セミナーのタスクフォースも講習単位を取得できる

専門医資格の更新に必要な単位とカテゴリー

更新には5年間で50単位が必要
(i + ii + iii + iv = 50 単位)

i	診療実績の証明(必須)	10単位
ii	専門医共通講習	5～10単位 (うち3単位は必修 講習によるもの)
iii	小児科領域講習	20単位以上
iv	学術業績・診療以外の活動実績	0～10単位

iv 学術業績、および診療以外の活動実績 0～10単位

A 学術業績

学会発表（決められた学会での筆頭演者ないし第二共同演者）、
論文発表（認められた雑誌の共著者全員）

B学会への参加

学会参加単位（地方会含む、5年間で3単位まで）

C その他の活動

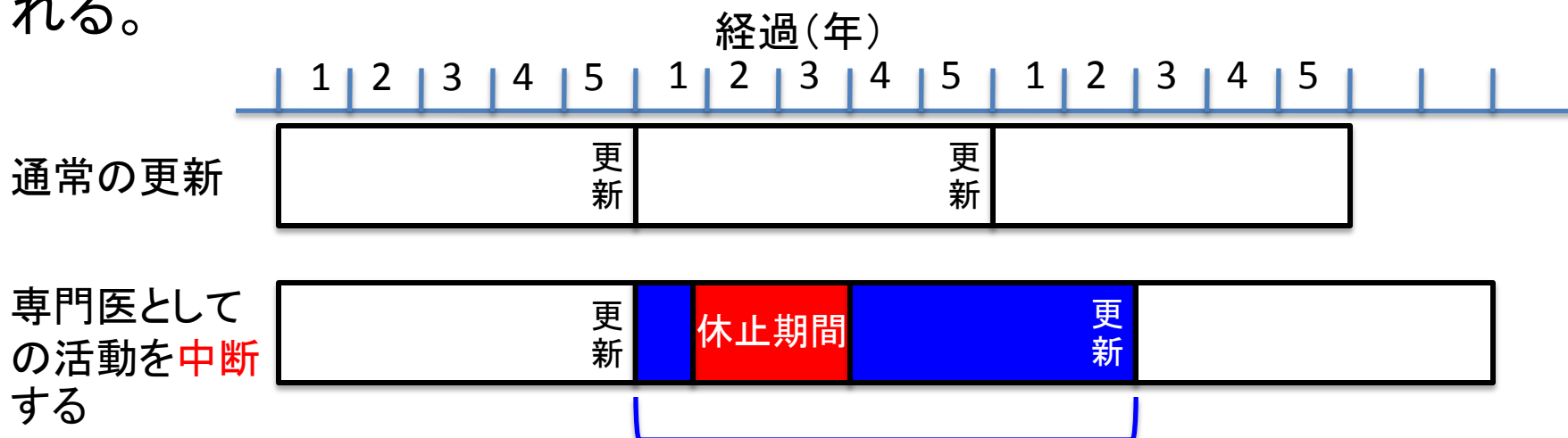
専門医としての、診療や学術活動以外の様々な活動
試験問題作成、査読、市民向け講演、校医、座長、司会など

専門医資格更新の手順

機構認定専門医 の新更新基準		完全以降後 (2020年以降) 取得単位	完全移行までの暫定期間の更新基準				
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
i	診療実績の証明	100症例 (10単位)	該当せず	該当せず	40症例 (4単位)	60症例 (6単位)	80症例 (8単位)
ii	専門医共通講習 【うち必修講習】	5～10単位 【3単位以上】	該当せず	該当せず	2～4 【2以上】	3～6 【2以上】	4～8 【3以上】
iii	小児科領域講習	20単位以上	該当せず	該当せず	6～	10～	14～
iv	学術業績・診療 以外の活動実績	0～10単位	該当せず	該当せず	0～6	0～8	0～10
i ～ iv の合計		50単位	該当せず	該当せず	20単位	30単位	40単位
日本小児科学会認定の更新基準			5年分	5年分	3／5	2／5	1／5
機構認定の更新基準			×	×	2／5	3／5	4／5

更新困難な状況への対応

留学・出産育児・病気療養・介護・管理職・災害被害により期間内での専門医資格更新ができない場合には、更新猶予措置が適応される。



手続き:

- ①理由を添えた猶予申請書を提出
- ②基本領域専門委員会が審査、承認
- ③猶予期間中は専門医でなくなる
- ④猶予期間の終了後から再び専門医としての活動を再開する(専門医資格の復活)

新制度における更新方法の変更経緯

H26(2014)年 専門医制度整備指針 確定



H28 (2016)年3月 小児科領域
専門医更新基準が機構により承認



H28 (2016)年7月 機構が新体制に移行



H28 (2016)年12月
新整備指針発表

H28(2016)年9月
旧制度単独の更新

専門医制度新整備指針に基づく更新基準・方法

(2016年12月)

2016年12月16日社員総会承認

専門医制度新整備指針

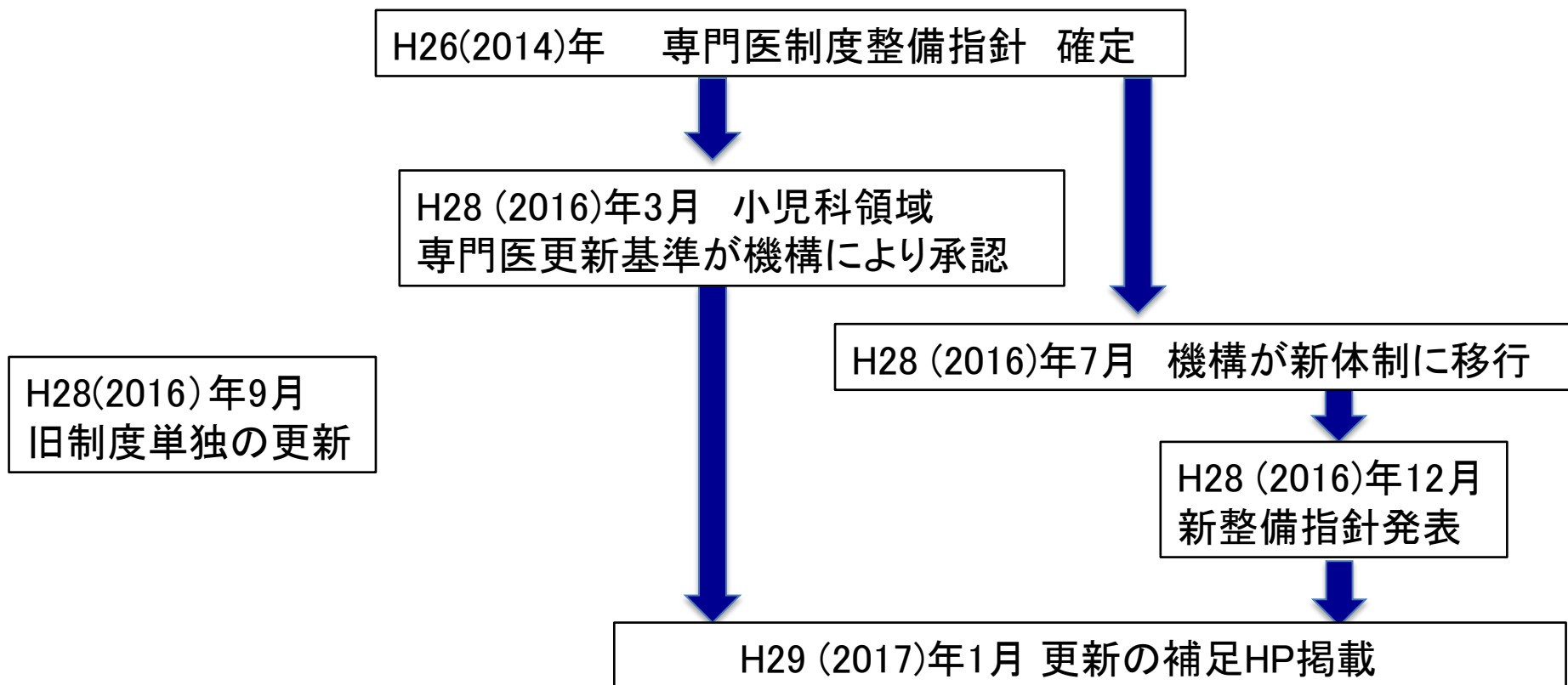
2016年12月

一般社団法人 日本専門医機構

- 更新認定のカテゴリーはそのまま。
- 一次審査は基本領域学会が行い、機構は二次審査と認定を行う。
- 連続して3回*以上の更新を経た専門医は診療実績の提示は免除。
- 猶予措置についてはそのまま。猶予期間中は機構認定専門医にはならない。
- しかし、更新についての詳しい内容には触れられていない。

* ただし、小児科学会では現在5回以上としている。

新制度における更新方法の変更経緯



更新基準の補足 (2017／1／30 HP掲載)

- i 診療実績の証明
 - － 開業、一人体制：署名、捺印は自身のもの可。
- ii 専門医共通講習
 - － 4月から小児科学会認定済みの受講証が必要。それ以前は主催施設の証明で良い。
 - － 主催者は、申請書とプログラムを中央資格認定委員会に3か月前に提出。専門医新宿事務所へ。
- iii 小児科領域講習
 - － 4月から更新基準にある講習会の演者、学会が主催する講習会については受講者にも単位が認められる。それ以前は演者のみ。
 - － 4月からオンラインセミナーは1単位に変更。それまでは1～2単位。
 - － インテンシブコース、思春期医学臨床講習会は旧単位が発行されていたため4月以前分もそのまま認められる。
 - － 4月から、その他の地方会などの講演はその都度認定。講習認定は中央資格認定委員会、3か月前には申請。
- iv 学術業績・診療以外の活動実績
 - － 学会参加には参加証による証明が必要。(〇〇学会、1単位など)

診療実績の書式

診療活動の申告

第4号様式

診療活動の申告

責任者署名 _____ 印

No.	診察 年/月/ 日	年齢	性別	病名	治療/患者への説明など	転帰	診療施設名
1	例) 2016/1/10	10 歳	男	上気道炎	抗菌薬を投与した。	軽快 治癒 など	△△クリニック 〇〇病院

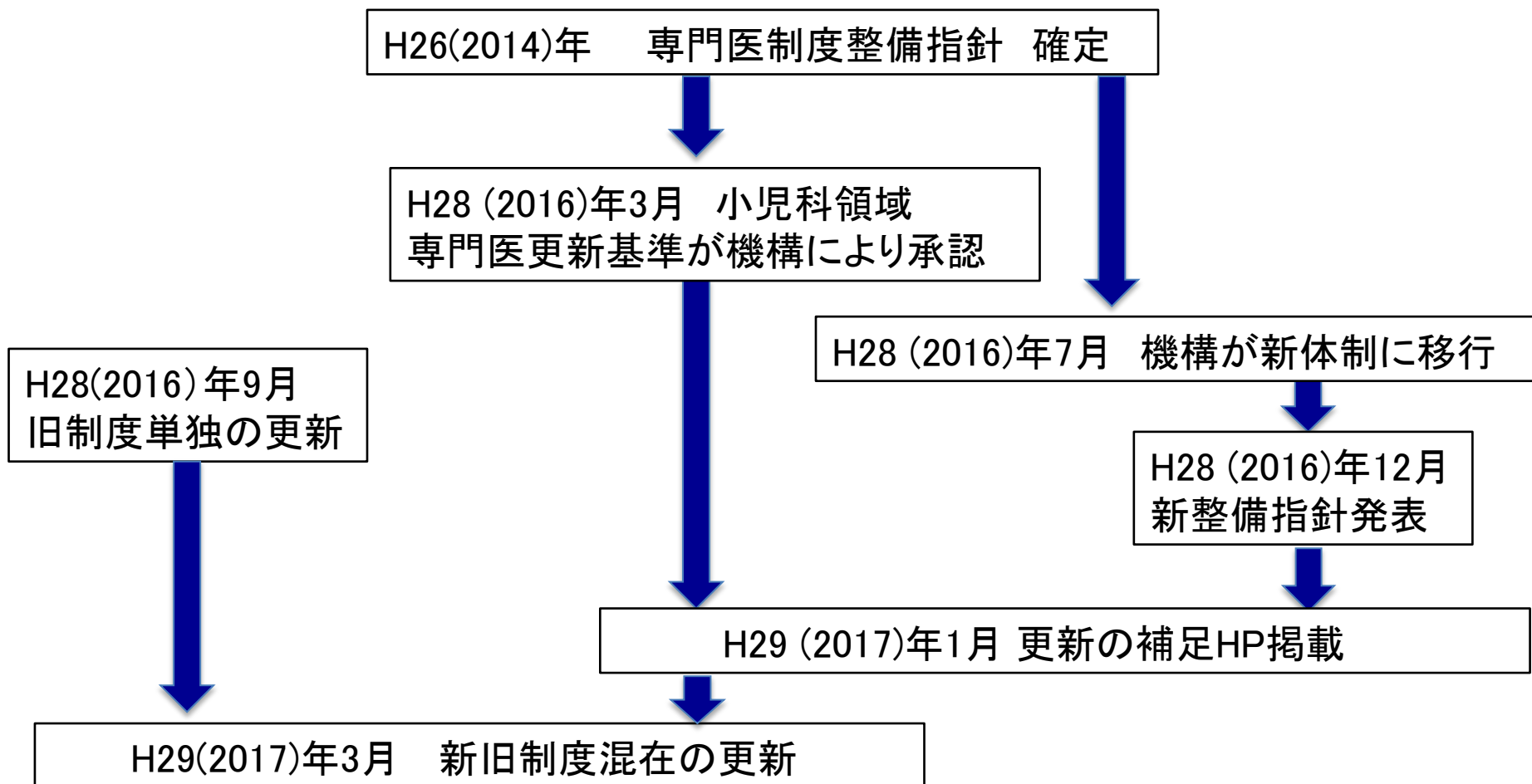
健診・予防接種活動の申告

第5号様式

健診、予防接種活動の申告

No.	健診/予防接種	実施日 年/月/ 日	対象 者数	指導を行った内容 接種ワクチン	施設	責任者 署名
1						

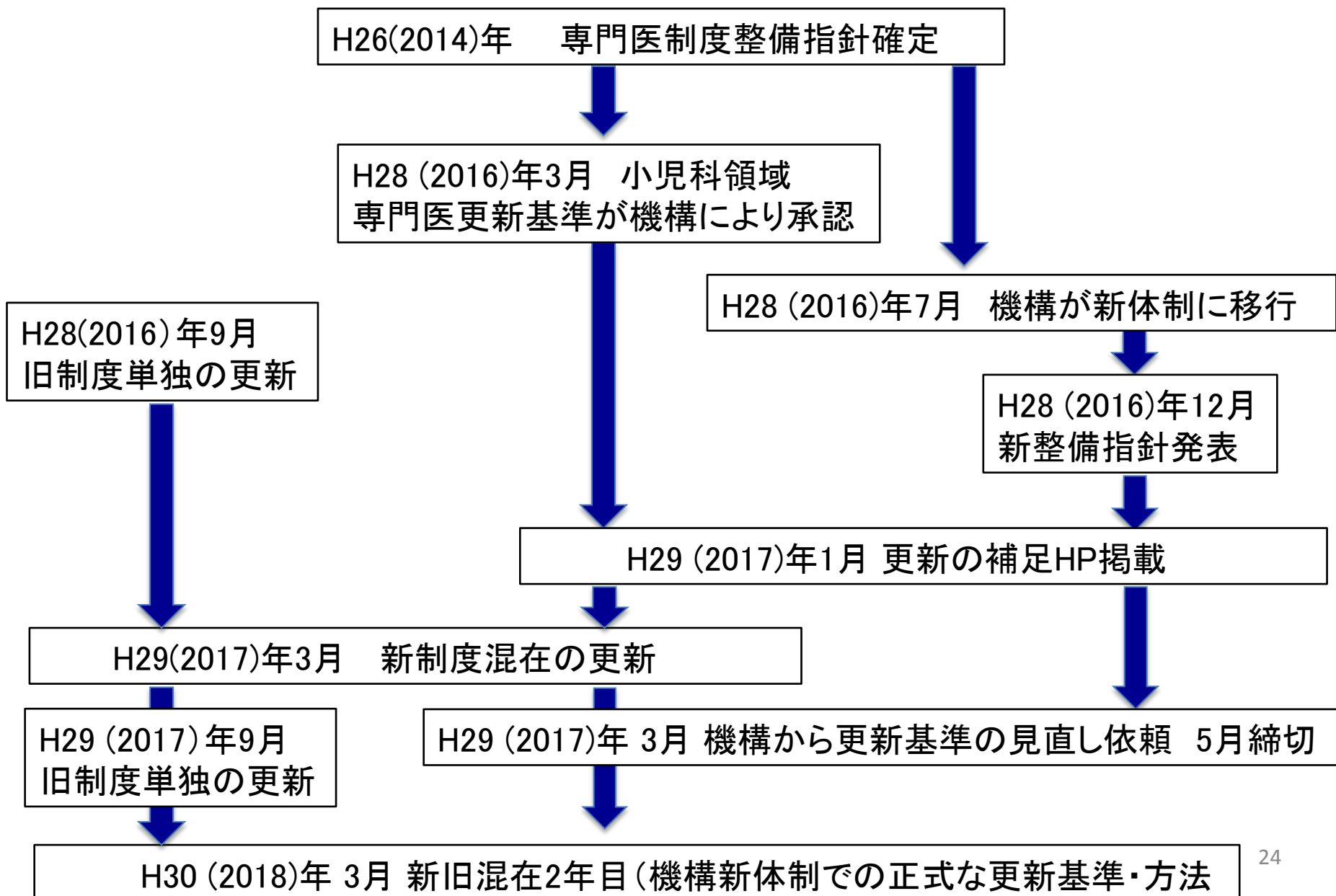
新制度における更新方法の変更経緯



2017年3月更新申請

更新方法	人数
A(新制度＝学会と機構の両者が認定)	約2000人
B(旧制度＝学会のみの認定)	約200人

新制度における更新方法の変更経緯



まとめ

- すでに今回2017年3月の更新申請で、日本専門医機構と学会が認定する「基本領域 小児科専門医」が多く誕生する見込みである。
- 2018年3月の更新申請では、今回の2017年3月の方法とは内容が一定程度変更されると思われる。
- 予定通り、小児科学会は2019年3月の更新申請で移行期間が終了する予定である。